

# 筑西市太陽光発電設 備の適正な設置及び 管理に関する条例の 手引き

筑西市市民環境部環境課

令和 7 年 1 月

## 1 はじめに

太陽光発電設備の設置及び管理に関し、災害の防止、生活環境の保全、自然環境の保護及び景観に配慮した適正な方法によるものとし、地域社会との調和を図ることを目的に筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定し、令和5年7月1日から施行します。

※令和5年7月1日以降に太陽光発電設備を設置する事業について許可が必要になります。また、設置事業とは、当該事業を実施するために必要な森林の伐採及び土地の形質の変更の工事を行う事業をいいます。

## 2 許可が必要となる太陽光発電設備の設置について

太陽光発電設備を設置する場合は、予め許可を受ける必要があります。無許可で太陽光発電設備を設置した場合は、処罰の対象になりますので、必ず許可を取得してから設置してください。

### (1)許可が必要となる太陽光発電設備

発電出力 10 kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合に許可の取得が必要となります。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及び同条第 2 号に規定する特殊建築物に設置されるものを除きます。

なお、発電出力を算出する場合において、実質的に同一と認められる事業者が同時期に実質的に一つと認められる場所で複数の太陽光発電設備を分割して設置する場合は、同一の設置事業とみなし、関係する太陽光発電設備の発電出力を合算するものとします。

### 3 抑制区域について

太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域として設置事業を行わないよう事業者に協力を求めることができる区域を定めています。

関係法令	抑制区域	担当課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	茨城県 環境政策課
農地法 農業振興地域の整備に関する法律	①農用地区域 ②甲種農地又は採草放牧地 ③第1種農地又は採草放牧地	筑西市 農業委員会
森林法	保安林	茨城県 県西農林事務所 林業振興課
河川法	①河川区域 ②河川保全区域 ③河川予定地	茨城県 筑西土木事務所 河川整備課
地すべり等防止法	地すべり防止区域	茨城県 筑西土木事務所 河川整備課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	茨城県 筑西土木事務所 河川整備課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域	茨城県 筑西土木事務所 河川整備課
景観法	景観形成重点地区 (市町村景観計画)	筑西市 都市計画課
都市計画法	風致地区	筑西市 都市計画課
都市緑地法	特別緑地保全地区	筑西市 都市計画課

文化財保護法	①重要文化財 ②国指定史跡 ③名勝 ④天然記念物等指定地	筑西市 文化スポーツ課
茨城県文化財保護条例	①県指定有形文化財 ②名勝 ③天然記念物等指定地	筑西市 文化スポーツ課
市文化財保護条例	①市指定有形文化財 ②市指定史跡名勝天然記念物	筑西市 文化スポーツ課

#### 4 事前協議について

事業者は、設置事業を実施しようとするときは、地域住民等への説明の範囲及び方法について、事前協議が必要となります。

事前協議申出書（様式第1号）に必要事項を記入し、必要書類を添付して筑西市環境課（本庁舎2階）へ提出してください。書類に不足、不備等がある場合、申請の受付は一切行いませんので事前に市環境課と協議することをおすすめします。

提出部数は正副2部とします。

添付図書	明示すべき事項
位置図	①方位及び縮尺 ②事業区域の位置 ③検索用の参考住所
案内図	①事業区域の範囲 ②工事車両進入路 ③地域住民等への説明範囲
公図の写し	
登記事項証明書の写し	事業区域内の土地及び建物
土地利用現況図	①事業区域の形状及び寸法（境界杭等の位置を明記） ②事業区域と接続する道路の名称、位置、形状及び幅員 ③事業区域に隣接する公共施設の名称、位置及び形状 ④事業区域及び事業区域に隣接する土地の現況高及び基準点（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合）
現況写真	①事業区域の全景、各方角からのもの、境界杭がわかるもの、撮影日を記載 ②撮影方向がわかる図面

## 5 住民説明・同意について

事業者は、事前協議終了後、地域住民等に対して設置事業の内容を説明し、理解を得なければなりません。地域住民等から説明会開催の要請があったときは、説明会を開催してください。

また、事業区域の土地所有者等及び隣接住民の同意が必要となります。なお、土地所有者等については、その責務について理解を得たうえで同意取得してください。

※地域住民等とは、事業区域から200メートル以内に居住する住民・事業者（営農者を含む）・建築物等所有者及び隣接する土地の所有者をいいます。

※土地所有者等とは、事業区域の所有者・占有者及び管理者をいいます。

※隣接住民とは、事業区域に隣接する土地の所有者・建築物等の所有者及び占有者をいいます。

※同意書下部の欄には署名押印が必要であり、記名は無効となります。ただし、法人の場合は、記名押印でも可能です。

## 6 許可の基準について

許可を受けるためには、以下に掲げる基準をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 排水施設、擁壁その他の施設が市規則で定める基準に適合していること。
- (2) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置が市規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして市規則で定める基準に適合していること。
- (4) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他地域住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして市規則で定める基準に適合していること。
- (5) 事業が景観を阻害するおそれがないこととして市規則で定める基準に適合していること。
- (6) 事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可又は確認を取得していること。
- (7) 事業区域又はその周辺の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう関係法令の基準に適合した標識が設置されていること。
- (8) 地域住民等に説明を行い、理解を得ていること。説明会の開催について要望があった場合は、説明会を開催すること。また、地域住民等から協定の締結の要望があったときは、地域住民等と協定を締結するものとする。
- (9) 事業区域の所有者及び隣接住民の同意を得ていること。  
※隣接住民とは、事業区域に隣接する土地の所有者及びその土地に存する建築物等の所有者及び占有者をいう。
- (10)申請者、施工者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア. 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者
  - イ. 破産者で復権を得ない者

- ウ. 拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- エ. 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）その他生活環境の保全を目的とする法令及び条例の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- オ. 第 19 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
- カ. 筑西市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であるとき
- キ. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからカまでのいずれかに該当するとき
- ク. 法人であってその役員のうちに暴力団員等がいるとき
- ケ. 設置事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由があるとき

区分	設置基準
切土又は盛土工事の安全対策	<p>①土砂の移動量（切土及び盛土の合計量）は必要最低限度とし、事業区域内の地形及び土地の形質の変更を最小限度にとどめること。</p> <p>②崖又はのり面の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その崖又はのり面の反対方向に雨水その他地表水が流れるように勾配が設けられていること。</p> <p>③切土をする場合には、切土した後の地盤に滑りやすい土層のあるときは、その地盤に滑りが生じないよう安全確保のための措置を講じること。</p> <p>④盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないよう、締固め等の措置を講じること。</p> <p>⑤切土又は盛土により事業区域を造成する場合には、茨城県開発行為の技術基準（以下「技術基準」という。） 14. 切土・盛土の基準を満たす段切り等の措置を講じること。</p> <p>※造成区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上、盛土の高さが 30 cm を超える場合などは盛土規制法その他条例の適用を受ける</p>

	場合があるので、県建築指導課又は市環境課に確認すること。
崖地対策	<p>①事業区域内にある崖が、技術基準15.擁壁等に規定する擁壁を要する勾配の下限以上の場合は、技術基準15.擁壁等の基準を満たす擁壁で覆われていること。</p> <p>②崖又はのり面が技術基準15.擁壁等に規定する擁壁を要しない勾配の上限以下の場合は、石張り又は芝張り等の保護対策がされていること。</p>
雨水排水対策	<p>①原則として事業区域外に雨水が流出しない土地勾配とすること。</p> <p>②事業区域内の雨水は敷地内処理を行うこと。この場合の処理方法は、茨城県の雨水浸透施設技術基準によるものとする。また、太陽光パネルの流出係数は0.9～1.0を用いること。</p> <p>③調整池を設置する場合は、茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説によるものとする。</p>
適切な敷材の使用	事業区域内の敷材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例及び筑西市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反しない適切な敷材を使用すること。
有害物質対策	カドミウムやヒ素等が含まれ、周囲に影響を与えるおそれのある可能性が高い太陽光パネルを設置する場合には、破損時に周囲に影響がないように対策（地中不浸透、飛散防止等）を講じること。
柵塀等の設置	<p>①第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。</p> <p>②柵塀等については、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。</p>
生活環境の保全	①住宅等に隣接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、圧迫感、騒音振動、熱及び反射光等に配慮し、隣接住民及び地域住民等と協議のうえ、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更及び傾

	<p>きの調整等) を講じること。</p> <p>②道路沿いに太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設ける等の措置を講じること。</p> <p>③事業区域に隣接する道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から2メートル（片側が崖地等の場合は当該崖地の境界から4メートル）の範囲に建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。</p>
良好な景観の形成	<p>①市街地、住宅密集地等の景観を阻害しないよう太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。</p> <p>②太陽光発電設備は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。</p>

## 7 事業者等の責務について

事業者及び土地所有者の責務について、次のように定めています。

### (1) 事業者の責務

- ・条例及び関係法令を順守し、生活環境、自然環境及び景観の保全並びに災害の発生の防止に十分配慮するとともに、地域住民との良好な関係の保持に努めなければならない。
- ・太陽光発電設備に係る事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、隣地への土砂等の流出防止、事業区域内の除草及び発電事業廃止後の太陽光発電設備の撤去等その他必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- ・太陽光発電設備の適切な設置及び管理に努めるとともに、計画的に資金を積み立て、又はその他の方法により、太陽光発電設備を管理及び撤去するための必要な費用を確保し、太陽光事業を終了する場合は速やかに当該太陽光発電設備を撤去しなければならない。
- ・太陽光発電設備の災害時の措置に充てる費用について損害保険の加入に努めなければならない。
- ・太陽光事業を実施するに当たっては、太陽光発電設備を建築物等から 50 メートル以上離して行うよう努めなければならない。

### (2) 土地所有者の責務

- ・太陽光事業により自然環境、生活環境、景観等を害する事がないよう当該土地を適正に管理しなければならない。
- ・事業者と連帶して、事故や苦情等への対応について責務を負わなければならぬ。隣地への土砂等の流出防止、事業区域内の除草及び発電事業廃止後の太陽光発電設備の撤去等その他必要な措置を講じるよう求める場合があります。
- ・自然環境、生活環境、景観等を害するおそれのある太陽光事業を行う事業者に対して、当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

#### 土地所有者の同意

事業者は、事業区域の土地所有者の同意を得なければなりません。土地所有者の責務について説明のうえ同意を取得してください。

## 8 許可申請の手続きについて

### (1)申請方法

太陽光発電設備設置許可申請書（様式第5号）に必要事項を記入し、必要書類を添付して筑西市環境課（本庁舎2階）へ提出（郵送不可）してください。書類に不足、不備等がある場合、申請の受付は一切行いませんので事前に市環境課と協議することをおすすめします。

提出部数は正副2部とします。

### (2)許可（不許可）の決定

審査には1か月から2か月程度を要します。許可の決定が通知されるまで太陽光発電設備の設置を行うことはできませんので、ご注意ください。

添付図書	明示すべき事項
住民票の写し又は法人の登記事項証明書※1	
誓約書兼同意書	
位置図	①方位及び縮尺 ②事業区域の位置 ③検索用の参考住所
公図の写し※2	①事業区域の範囲 ②事業区域に隣接する土地の所有者
登記事項証明書の写し※3	事業区域内の土地及び建物
事業区域土地及び建物の使用権が確認できるもの	
配置図	①方位及び縮尺 ②事業区域の形状及び寸法 ③事業区域と接続する道路名、形状及び幅員 ④太陽光発電設備の位置及び形状 ⑤太陽光発電設備から事業区域境界線までの距離 ⑥敷材の種類及び敷設位置 ⑦工作物（柵塀、擁壁等）の位置及び種類 ⑧送電に係る電柱の位置 ⑨事業区域の出入口の位置 ⑩設置事業及び発電事業に関する標識の位置

	⑪その他市長が記載する必要があると認める事項
仕様書、構造図及び立面図	①太陽光発電設備 ②架台及び架台基礎 ③敷材 ④工作物（柵塀、擁壁等） ⑤その他市長が必要と認める資機材
造成計画平面図	①方位及び縮尺 ②事業区域の形状及び寸法 ③事業区域と接続する道路の形状及び幅員 ④事業区域及び事業区域に隣接する土地の現況高、計画高及び基準点 ⑤盛土及び切土箇所（色分け） ⑥造成後の事業区域の勾配 ⑦雨水及び土砂流出防止のための工作物の位置、種類、形状 ⑧擁壁、崖及びのり面の位置及び形状（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合） ⑨擁壁、崖及びのり面から工作物までの距離（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合） ⑩その他市長が記載する必要があると認める事項
造成計画断面図 (縦断図及び横断図)	①事業区域及び事業区域に隣接する土地の現況高及び計画高 ②切土、盛土箇所（色分け） ③雨水及び土砂流出防止のための工作物の位置、種類、形状及び高さ ④のり面勾配角度（崖又はのり面が事業区域に含まれる場合） ⑤保護措置（擁壁等）の位置、形状及び高さ（擁壁等を設置する場合）
雨水処理計画図	①雨水計算書 ②雨水処理の方法 ③浸透施設の位置、種類及び形状 ④放流先の位置及び許可書等（雨水又は汚水を放流する場合） ⑤その他市長が記載する必要があると認める事項
反射光影響予測図	

地域住民等説明報告書	①説明の範囲 ②説明に使用した資料 ③説明会を実施した場合、説明会会議録 ④その他市長が記載する必要があると認める事項
事業区域所有者の同意書	
隣接住民の同意書	
関係法令手続確認書	
維持管理計画書	①太陽光発電設備の保守点検計画 ②事業区域内の管理（除草等）計画 ③災害発生時などの緊急連絡体制及び緊急時対応マニュアル
廃棄物処理計画書	①廃棄物の処理方法 ②撤去及び廃棄費用 ③撤去開始予定
再生可能エネルギー発電事業計画認定書の写し	事業計画認定を取得しない（非FIT制度）の場合は不要
現況写真※4	①事業区域の全景、各方角からのもの、境界杭のわかるもの、撮影日を記載 ②撮影方向のわかる図面

- ※1 住民票の写し又は法人の登記事項証明書は、提出日から3か月以内に交付された原本を提出すること。
- ※2 公図の写しは、提出日から3か月以内に交付された原本を提出すること。
- ※3 登記事項証明書の写しは、提出日から3か月以内に交付された原本を提出すること。
- ※4 現況写真は、提出日から3か月以内に撮影されたものであること。

## 9 許可取得後に必要な手続き等について

許可取得後は、工事着手、完了などの手続が必要になります。

### (1)太陽光発電設備設置工事の着手、完了

#### ①着手

太陽光発電設備設置事業に係る工事に着手したときは、速やかに「工事着手届出書（様式第11号）」を提出してください。また、工事期間中は事業区域の見やすい場所に市規則で定める標識（様式第12号）を設置してください。

※標識サイズ 縦100cm×横100cm

#### ②完了

太陽光発電設備設置事業に係る工事を完了したときは、市規則で定める標識（様式第16号）を設置し、速やかに「工事完了届出書（様式第14号）」を提出してください。

※標識サイズ 縦50cm×横60cm

許可内容と適合するか確認し、適當と認めるときは適合通知書を送付しますので、適合通知書を受け取ってから発電事業を開始してください。確認の結果、適當でないと認めるときは、許可事業者に対し、期間を定めて必要な措置をとっていただきます。

#### ③中止・再開

太陽光発電設備設置事業に係る工事を中止又は再開するときは、速やかに「工事（中止・再開）届出書（様式第13号）」を提出して下さい。再開については、適合通知書を受け取ってから工事を再開してください。

### (2)変更許可

#### ①変更許可の申請

次に掲げる事項を変更しようとするときは、「太陽光発電設備設置変更許可申請書（様式第9号）」を提出し、市長の許可を受けてください。

- ア 事業区域の所在及び面積
- イ 事業者の氏名及び住所（法人の場合、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ウ 設置事業に係る工事の着手予定日及び完了予定日
- エ 設置事業に係る工事の完了時における土地の形状及び太陽光発電設備の位置
- オ 太陽光発電設備の設置に係る設計及び構造
- カ 太陽光発電設備の発電出力及び太陽電池の合計出力

- キ 排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- ク 生活環境、自然環境及び景観の調和のための措置
- ケ 災害、事故等の発生防止のための措置
- コ 太陽光事業の実施に必要な法令及び他の条例による許認可又は確認の取得状況
- サ 太陽光発電設備の維持管理計画及び廃止後の措置
- シ その他市規則で定める事項

### (3)地位の承継

#### ①地位の承継

許可事業者等から相続、合併又は分割によりその地位を承継した場合は、承継の日から30日以内に、「承継届（様式第17号）」により届け出してください。

### (4)発電事業の廃止

#### ①発電事業の廃止

発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに、「発電事業廃止届出書（様式第19号）」により届け出してください。

#### ②太陽光発電設備の撤去

発電事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電設備を撤去し、自らの責任において適正に処分してください。

太陽光発電設備の撤去が完了したときは、完了の日から30日以内に、「撤去完了届出書（様式第20号）」により届け出してください。

## 10 維持管理等について

発電事業を実施するに当たっては、太陽光発電設備及び事業区域を良好な状態に保持できるよう適正に維持管理してください。

### (1)管理基準

#### ①太陽光発電設備

電気事業法（昭和39年法律第170号）で定める保守規定等に基づき、定期的に保守点検を行ってください。

#### ②事業区域

定期的に清掃及び除草を行い、適正に管理してください。

薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について隣接住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講じてください。

#### ③異常発生時の対応

周辺環境に影響を及ぼす太陽光発電設備の異常（破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）が発生した場合は、速やかに対処するとともに、対応結果を市、地域住民等に報告してください。

#### ④災害発生時の対応

落雷、洪水、台風、積雪、地震等の自然災害が発生した場合は、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していたとき及び周辺環境に影響を及ぼしていたときは、速やかに対処するとともに、対応結果を市、地域住民等に報告してください。

#### ⑤緊急対応マニュアルの作成

異常又は災害が発生した場合に速やかに対処することができるよう、あらかじめ緊急時連絡網及び緊急対応マニュアルを作成してください。

#### ⑥標識の設置

発電事業の実施期間中は、事業区域の見やすい場所に市規則で定める標識を設置してください。

## 1.1 許可の取消し等

許可事業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことがあります。

- (1)偽りその他不正の手段により設置許可又は変更許可を受けたとき
- (2)許可条件に違反したとき
- (3)無許可で事業内容を変更したとき
- (4)工事期間又は発電期間中に、規定の標識を設置していないとき
- (5)工事完了時における許可内容との不適合を是正する命令に従わないとき
- (6)適合通知書を受けずに設置事業の再開又は発電事業を開始したとき
- (7)地位の承継の届出を行わなかったとき
- (8)措置命令に従わないとき

## 1.2 その他

### (1)報告の徵取等

市長は、条例の施行に必要な限度において、太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができます。

### (2)立入調査等

市長は、条例の施行に必要な限度において、職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査を行わせ、又は関係人に質問させることができます。

### (3)指導等

市長は、許可事業者等が実施する太陽光事業に関し必要があると認めるとときは、適切な措置を講じるよう指導又は助言することができます。指導を受けた事業者は、その処理状況について市長に報告しなければなりません。

### (4)勧告

市長は、許可事業者等が指導に正当な理由がなく従わないときは、当該指導に係る適切な措置を講じるよう勧告することができます。勧告を受けた事業者は、その処理状況について市長に報告しなければなりません。

### (5)命令

市長は、許可事業者等が勧告に正当な理由がなく従わないときは、期限を定めて当該勧告に係る適切な措置を講じることを命令することができます。命令を受けた事業者は、当該命令により講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければなりません。

### (6)公表

市長は、命令を受けた許可事業者等が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、当該許可事業者等の氏名及び住所（法人の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができます。

また、公表の事実及びその内容について、国、県に報告します。

### (7)過料

次のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料に処することを規定しています。

①設置許可又は変更許可を受けないで、太陽光発電設備を設置した者

②偽りその他不正の手段により設置許可又は変更許可を受けて、太陽光発電設備を設置した者

③命令を受けたにもかかわらず正当な理由がなく当該命令に係る措置を講じない者

◆フロー図

